2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構の施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年五月二十四日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　岩手県盛岡市下太田杉田及び下太田谷地の各一部並びに本宮字稲荷、字小屋敷、字熊堂、字泉屋敷、字林古及び字宮沢の全部並びに本宮字荒屋、字鬼柳、字小幅、字野古、字蛇屋敷、字松幅、字谷地、字平藤及び字久保筋の各一部並びに向中野字向中野、字野原、字五合田、字千刈田、字台太郎及び字八日市場の全部並びに向中野字石川町、字才川、字鶴子、字道明、字中島及び字細谷地の各一部並びに下鹿妻字北の一部並びに飯岡新田1地割、飯岡新田3地割、飯岡新田4地割、飯岡新田5地割及び飯岡新田8地割の各一部並びに飯岡新田2地割の全部並びに南仙北一丁目の一部

四　土地区画整理事業の名称　盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業

五　事務所の所在地　岩手県盛岡市西仙北一丁目十六番十号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年五月二十四日

七　施行規程の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十一年七月二十七日

○国土交通省告示第七百九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	供用開始の区間	
第一東海自動車道	沼津市大字岡ノ宮字土手内一四六三番一四から同市大字足高字尾ノ上三一九番二〇八まで	平成二十一年七月二十七日十六時

○国土交通省告示第八百号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年七月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4472号	汽笛（音圧が120デシベル以上130デシベル未満のもの）	SG—122	株式会社ノボル電機製作所	磁気回路のマグネット変更

○国土交通省告示第八百一号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六の規定に基づき、船員法施行規則第三条の十六の船舶を定める告示（平成十六年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年七月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

第二号中「水産庁」の下に「又は都道府県」を加える。

○国土交通省告示第八百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

馬場沢及び青木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（大正十四年内務省告示第三十五号で指定した土地の区域を除く。）

長野県木曽郡大桑村

大字野尻

一七番

一五四番一二から一五四番一四まで

一五四番二一

一五四番二三

一五四番二六

一五六番及び一五七番

一六〇番二九及び一六〇番三〇

一六〇番三二から一六〇番四〇まで

一六一番一六

九七五番へ

九七五番チから九七五番ヌまで

九七五番三四及び九七五番三五

九七五番三八

九七五番六八から九七五番八〇まで

九七五番八二及び九七五番八三

九七五番一二七

九七五番一三〇及び九七五番一三一

大字長野

二六八二番一及び二六八二番二

二六八四番

二六八七番及び二六八八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から木曽川合流点までの区間の馬場沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（大正十四年内務省告示第三十六号で指定した土地の区域を除く。）

長野県木曽郡大桑村大字野尻

一五四番一二　一号

一六〇番三〇　二号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱三号と四号を結んだ線から木曽川合流点までの区間の青木沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（大正十四年内務省告示第三十六号で指定した土地の区域を除く。）

長野県木曽郡大桑村大字野尻

一六〇番三〇　三号

一六〇番二九　四号

ニ　長野県木曽郡大桑村大字長野字越田二六五四番内四等三角点越田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十四年内務省告示第三十五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から	三四八度三三分四二秒	一〇四九・三二〇メートルの地点	一号
標柱一号から	三五度一七分四七秒	二二一・四七六メートルの地点	二号
標柱二号から	三四六度四〇分三〇秒	三〇・七四〇メートルの地点	三号
標柱三号から	三五度三〇分二一秒	一九・九一八メートルの地点	四号
標柱四号から	五七度一七分〇六秒	三一・七二四メートルの地点	五号
標柱五号から	一六〇度四七分一四秒	一一六・四四〇メートルの地点	六号
標柱六号から	一二七度二八分五八秒	一一三・五六五メートルの地点	七号
標柱七号から	一六六度三四分五四秒	一三七・〇六五メートルの地点	八号
標柱八号から	一二三度四三分二四秒	一二六・三九七メートルの地点	九号
標柱九号から	一五二度二三分一四秒	四四・八六七メートルの地点	十号
標柱十号から	一九一度四七分三〇秒	六四・八九九メートルの地点	十一号
標柱十一号から	三一四度三一分二二秒	二二一・六二〇メートルの地点	十二号
標柱十二号から	二六五度五三分五四秒	一〇三・九二六メートルの地点	十三号

○国土交通省告示第八百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　馬場沢及び青木沢

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷